

## 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関する パブリックコメント（意見公募手続）の実施について

平成27年2月4日  
初等中等教育局教育課程課

文部科学省では、平成26年10月21日の中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえ、学校教育法施行規則の一部改正並びに小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正等を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などにに基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について、パブリックコメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

なお、下記の要領にのっとっていないものは受領いたしかねますので、御了承ください。

### 【1. 案の具体的内容】

→「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について（概要）」「小学校学習指導要領案」「中学校学習指導要領案」「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案」参照

### 【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール  
(電話による意見の受付はいたしかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成27年3月5日（木）必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課 宛

FAX番号：03-6734-4900

電子メールアドレス：doutoku@mext.go.jp

(判別のため、件名は【省令案等への意見】としてください。また、コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください。)

### 【3. 意見提出様式】

- ・件名：【省令案等への意見】と明記してください。
  - ・氏名：法人又は団体の場合はその名称。
  - ・性別、年齢：法人又は団体の場合は記入不要。
  - ・職業：在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を記入。法人又は団体の場合は「団体」と記入。
  - ・住所：法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地を記入。
  - ・電話番号
  - ・意見：御意見が1000字を超える場合、その要旨を記載してください。
  - ・意見の分類：下記の①～⑬の分類番号から一つ選んで明記してください。
- ※ 複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点ごとに別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

分類番号	意見の観点
学校教育法施行規則の一部を改正する省令案	
①	学校教育法施行規則の一部を改正する省令案について
小学校・中学校学習指導要領案【第1章 総則】	
②	第1章総則について
小学校・中学校学習指導要領案【第2章 各教科】【第4章 外国語活動（小学校のみ）】【第5章（中学校第4章） 総合的な学習の時間】【第6章（中学校第5章）特別活動】	
③	第2章各教科、第4章外国語活動（小学校のみ）、第5章（中学校第4章）総合的な学習の時間、第6章（中学校第5章）特別活動について
小学校・中学校学習指導要領案【第3章 特別の教科 道徳】	
④	第1目標について
⑤	第2内容 A主として自分自身に関すること について
⑥	第2内容 B主として人との関わりに関すること について
⑦	第2内容 C主として集団や社会との関わりに関すること について
⑧	第2内容 D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること について
⑨	第3指導計画の作成と内容の取扱いについて
⑩	その他
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案	
⑪	特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案について
小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める告示案	
⑫	小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める告示案について
その他	
⑬	その他

#### 【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（初等中等教育局教育課程課）